

空き家の利活用を考えてみませんか？

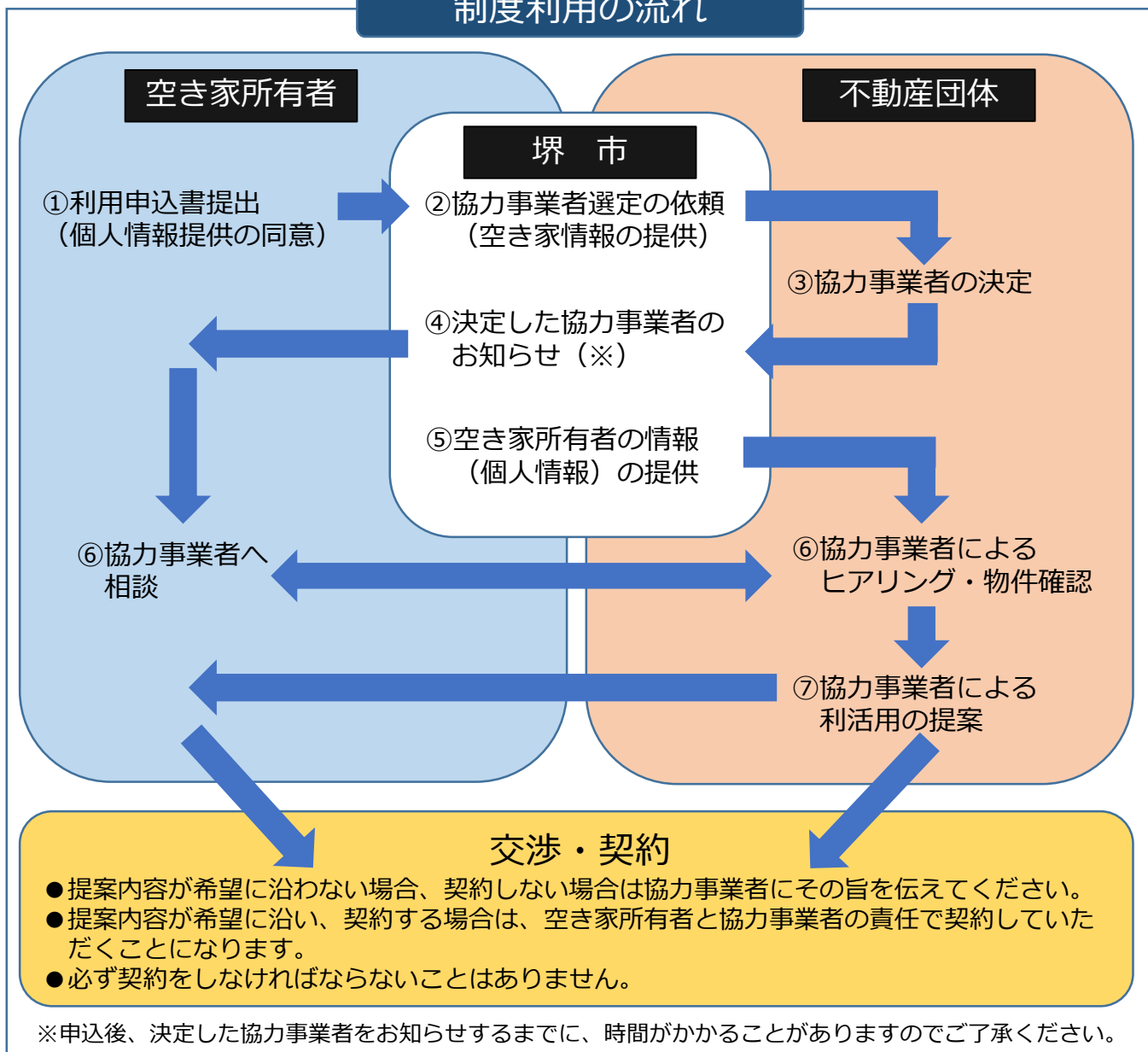
堺市では、民間の不動産団体（※）と連携して、空き家の利活用（売却・賃貸・解体等）の支援（相談・提案等）を行っています。

堺市内に空き家をお持ちで、利活用をお考えの方は、ご相談・ご利用ください。

※不動産団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した

「大阪府宅地建物取引業協会堺市支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部」をいいます。
不動産団体の会員の中から協力事業者を選定して支援を行います。

制度利用の流れ



申込み・問合せ先

堺市役所 建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 高層館14階
 電話：072-228-8215（直通） FAX：072-228-8034
 電子メール：jumachi@city.sakai.lg.jp
 受付時間：平日（月曜～金曜）9時～17時30分